

目次

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則.....	2
1 章 総則.....	2
1.1 一般.....	2
2 章 安全管理システムの登録.....	3
2.1 安全管理システムの登録.....	3
2.2 ISM 登録の維持.....	3
2.3 認定書.....	3
2.4 認定書の保管, 再発行, 書換え又は返還.....	4
2.5 ISM 登録の消除*.....	5
3 章 安全管理システムの審査.....	6
3.1 審査の実施.....	6
3.2 審査の種類.....	6
3.3 審査の実施及び時期.....	6
3.4 審査の準備, その他.....	7
4 章 会社の審査.....	8
4.1 会社の初回審査.....	8
4.2 仮適合認定書発行のための審査*.....	8
4.3 会社の定期的審査.....	8
4.4 会社の臨時審査.....	9
5 章 船舶の審査.....	10
5.1 船舶の初回審査.....	10
5.2 仮船舶安全管理認定書発行のための審査*.....	10
5.3 船舶の定期的審査.....	10
5.4 船舶の臨時審査.....	11
6 章 雑則.....	12
6.1 情報の提供.....	12
6.2 機密保持.....	12
6.3 不服の申立て.....	12

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

本規則は、本会の船級を取得した船舶又は取得する船舶であって、「船舶安全管理システム規則」が適用されない船舶(国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶)及び当該船舶の運航等に責任を有する船舶管理会社(以下、「会社」という。)について、審査申込のあった安全管理システムに適用する。

1.1.2 同等効力*

会社及び船舶の安全管理システムであって、本会が本規則の規定に適合するものと同等の効力があると認める場合は、これを本規則に適合するものとみなす。

1.1.3 用語*

本規則で使用する用語は、特に定めるほかは次に定めるところによる。

- (1) 「国際安全管理規則(以下、「ISM コード」という。)」とは、IMO(国際海事機関)によって決議 A.741(18)として採択された船舶の安全運航及び汚染防止のための国際管理コードをいい、IMO の定める手続きに従って採択され、かつ、効力を生ずる同コードの改正を含む。
- (2) 「安全管理システム」とは、船舶の安全及び海洋環境保護について、会社の職員が会社の方針を効果的に実施することができるよう、構築され、文書化されたシステムをいう。
- (3) 「安全管理マニュアル」とは、安全管理システムを文書化したもので ISM コード 11.3 に規定するものをいう。
- (4) 「会社」とは、ISM コードに定義する「会社」をいう。
- (5) 「不適合」とは、ISM コードに規定されている要求事項に適合していないことを示す事実の客観的証拠が観察された状況をいう。また、「重大な不適合」とは、次のいずれかの状況をいう。
 - (a) 人、船舶の安全又は環境に対して重大な影響を及ぼす恐れのあるものであって、直ちに是正処置が要求されるような明確な不適合がある場合
 - (b) ISM コードの要求事項が効果的に、かつ組織的に実施されていない場合
- (6) 「審査基準日」とは、会社に対しては適合認定書の有効期間の満了日、船舶に対しては船舶安全管理認定書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいう。

2章 安全管理システムの登録

2.1 安全管理システムの登録

2.1.1 安全管理システムの登録*

- 1. 本会は、**1.1.1**の適用を受ける会社及び船舶について、**3章**の規定に基づき当該会社及び船舶の安全管理システムの審査を行い、ISMコードに適合していると認めた場合、当該会社及び船舶の安全管理システムを安全管理システム登録原簿に登録する。(以下、「ISM登録」という。)
- 2. 安全管理システム登録原簿には、会社にあつては当該会社の名称及び管理船舶の種類等、また船舶にあつては当該船舶の名称等を記載する。
- 3. 本会は、ISM登録された事項に変更が生じた場合には、安全管理システム登録原簿の変更を行う。
- 4. 本会は、前-2.の登録事項を「REGISTER OF COMPANIES AND SHIPS FOR SAFETY MANAGEMENT SYSTEM」に記載し、これを公刊する。
- 5. 会社は、「REGISTER OF COMPANIES AND SHIPS FOR SAFETY MANAGEMENT SYSTEM」の記載事項に変更等がある場合には、本会にその旨を通知しなければならない。

2.2 ISM登録の維持

2.2.1 ISM登録の維持

- 1. 会社及び船舶は、ISM登録を維持するために**3章**の規定に基づき定期的審査及び臨時審査を受けなければならない。
- 2. 本会は、会社又は船舶について更新審査を行い、ISMコードに適合して安全管理システムが有効に実行されていることを確認した場合、認定書を更新して発行する。

2.3 認定書

2.3.1 認定書の発行*

本会は、**2.1.1-1.**に掲げるISM登録をした会社又はする会社に対し適合認定書（書式例1参照）又は仮適合認定書（書式例2参照）を、ISM登録をした船舶又はする船舶に対し船舶安全管理認定書（書式例3参照）又は仮船舶安全管理認定書（書式例4参照）を発行する。

2.3.2 適合認定書及び船舶安全管理認定書

- 1. 適合認定書及び船舶安全管理認定書の有効期間は、**3.3.1**に規定する初回審査終了の日又は**3.3.3**に規定する更新審査終了の日から5年とする。
- 2. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が適合認定書又は船舶安全管理認定書の有効期間の満了する日の3箇月前から当該期間が満了する日までの間に終了した場合、新たに発行される認定書の有効期間は、旧認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。
- 3. 前-1.の規定にかかわらず、更新審査が船舶安全管理認定書の有効期間満了日以後に終了した場合、新たに発行される船舶安全管理認定書の有効期間は、旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。
- 4. 船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日にその船舶が審査を受ける予定の港にいない場合、当該船舶がその港まで航行することを認めることだけを目的として船舶安全管理認定書の有効期間を次の(1)又は(2)に定める範囲で延長することがある。ただし、この延長は、そうすることが合理的でかつ適正であると認められた場合に限る。船舶が審査を受ける予定の港に到着した後は、当該船舶が新船舶安全管理認定書を所持しないでその港を離れることは認められない。なお、更新審査が終了した場合、新たに発行される船舶安全管理認定書の有効期間は、延長が認められる前の旧証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。

- (1) 国際航海に従事する船舶にあつては3箇月以内
- (2) 国際航海に従事しない船舶にあつては1箇月以内

-5. 更新審査が船舶安全管理認定書の有効期間内に終了した場合で、かつ認定書の満了日までに新認定書を発行できない場合、5箇月を超えない範囲で、認定書の有効期間を延期することがある。

2.3.3 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書*

- 1. 本会は、**3.3.2**に規定する審査を行い、適当と認めた場合、仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書を発行する。
- 2. 前-1.において発行する仮適合認定書の有効期間は、**4.2**に規定する審査の終了の日から12箇月以内とする。
- 3. 前-1.において発行する仮船舶安全管理認定書の有効期間は、**5.2**に規定する審査の終了の日から12箇月以内とする。
- 4. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書は、**2.3.4**の規定によるほか、適合認定書及び船舶安全管理認定書が本会より発行されたときにその効力を失う。

2.3.4 認定書の失効

-1. 次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合、適合認定書又は仮適合認定書は失効する。

- (1) 会社が**4章**に規定する定期的審査を受けないとき。
- (2) 重大な不適合の是正が行われないとき。
- (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
- (4) ISMコードに基づく要求事項に変更があり、会社に変更された要求事項に適合しようとしないうとき、又は適合できないとき。
- (5) **3.3.2-2.(3)**に規定する変更を行うとき。
- (6) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。

-2. 次の(1)から(8)のいずれかに該当する場合、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書は失効する。

- (1) 会社の管理する船舶が**5章**に規定する定期的審査を受けないとき。
- (2) 船舶に係る重大な不適合の是正が会社により行われないとき。
- (3) 定期的審査において指摘された不適合に対する是正処置が定められた期限内に完了しなかったとき。
- (4) ISMコードに基づく要求事項に変更があり、会社の管理する船舶に変更された要求事項に適合しようとしないうとき、又は適合できないとき。
- (5) 適合認定書又は仮適合認定書が失効したとき。
- (6) 船舶を運航するために必要で有効な証書を有していないとき。
- (7) **登録規則 2章**により船級登録が消除されたとき。
- (8) 審査の手数料及び経費が支払われないとき。

2.4 認定書の保管、再発行、書換え又は返還

2.4.1 認定書の保管

会社は、会社内に適合認定書又は仮適合認定書並びに船舶安全管理認定書の写し又は仮船舶安全管理認定書の写しを保管し、一方、船内に船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書並びに適合認定書の写し又は仮適合認定書の写しを保管しなければならない。また、会社は、本会から要求があった場合にはこれらを提示しなければならない。

2.4.2 認定書の再発行

会社は、適合認定書、仮適合認定書、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書を紛失又は汚損したときには、すみやかに本会に再発行の申込みを行わなければならない。

2.4.3 認定書の書換え

- 1. 会社は、適合認定書、仮適合認定書、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書の記載事項に変更が生じたときには、すみやかに本会に書換えの申込みを行わなければならない。
- 2. 本会は、適合認定書に記載の管理船舶の種類が削減される場合、会社からの申込みにより当該認定書の書換えを行う。

2.4.4 認定書の返還

- 1. 会社は、**2.3.1**により適合認定書又は船舶安全管理認定書が発行されたときには、仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書を直ちに本会に返還しなければならない。
- 2. 会社は、**2.4.2**により認定書の再発行(紛失した場合を除く。)又は**2.4.3**により認定書の書換えを受けたときには、旧認定書を直ちに本会に返還しなければならない。

-3. 会社は、**2.5**により ISM 登録が削除され、認定書が失効となったときには、適合認定書又は仮適合認定書並びに船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書を直ちに本会に返還しなければならない。

-4. 会社は、紛失により適合認定書、仮適合認定書、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書の再発行を受け、その後紛失した認定書を発見したときは、旧認定書を直ちに本会に返還しなければならない。

2.5 ISM 登録の削除*

2.5.1 会社の ISM 登録の削除

本会は、次の**(1)**から**(3)**のいずれかに該当する場合、会社の ISM 登録を削除し、会社にその旨を通知する。

- (1) 会社から会社の ISM 登録の削除の申込みがあったとき。
- (2) 安全管理システムが適用されるすべての船舶の船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書が失効したとき。ただし、**2.3.4-1.(5)**に規定する安全管理システムの変更により、船舶安全管理認定書及び仮船舶安全管理認定書が失効した場合を除く。
- (3) **2.3.4-1.**により、適合認定書又は仮適合認定書が失効したとき。ただし、**2.3.4-1.(5)**に規定する安全管理システムの変更により、適合認定書又は仮適合認定書が失効した場合を除く。

2.5.2 船舶の ISM 登録の削除

本会は、次のいずれかに該当する場合、船舶の ISM 登録を削除し、会社にその旨を通知する。

- (1) 会社から船舶の ISM 登録の削除の申込みがあったとき。
- (2) **2.3.4-2.**により、船舶安全管理認定書又は仮船舶安全管理認定書が失効したとき。ただし、**2.3.4-1.(5)**に規定する安全管理システムの変更により、船舶安全管理認定書及び仮船舶安全管理認定書が失効した場合を除く。

3章 安全管理システムの審査

3.1 審査の実施

3.1.1 審査の実施*

審査は、別に定めるところに従って選任された本会の安全管理審査員又は海事管理審査員（以下、「審査員」という。）が会社からの申込みにより行う。

3.2 審査の種類

3.2.1 審査の種類

審査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 初回審査
- (2) 仮適合認定書発行のための審査
- (3) 仮船舶安全管理認定書発行のための審査
- (4) 定期的審査
 - (a) 年次審査
 - (b) 中間審査
 - (c) 更新審査
- (5) 臨時審査

3.3 審査の実施及び時期

3.3.1 初回審査

- 1. 初回審査は、会社に対し適合認定書を、船舶に対し船舶安全管理認定書を初めて発行するときに行う。
- 2. 会社は、**2.3.3** に関する仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書の発行を受けた場合には、その有効期間内に初回審査を受けなければならない。

3.3.2 仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書発行のための審査

- 1. 仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書発行のための審査は、次の**-2.**又は**-3.**に従い行う。
- 2. 本会は、次の**(1)**から**(3)**のいずれかに該当する場合、会社に対して **4.2** に規定する審査を行う。
 - (1) 新しく会社を設立し、船舶の管理を行うとき。
 - (2) 会社が所有している適合認定書に記載されていない種類の船舶を新たに管理するとき。
 - (3) 安全管理システムにつき、当該船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に著しい影響を及ぼすおそれのある変更を行うとき。
- 3. 本会は、次の**(1)**から**(5)**のいずれかに該当する場合、船舶に対して **5.2** に規定する審査を行う。
 - (1) 新しく建造された船舶に安全管理システムを適用するとき。
 - (2) 前**-2.(2)**に該当する船舶に安全管理システムを適用するとき。
 - (3) 船舶の種類が変更された船舶に安全管理システムを適用するとき。
 - (4) 国籍又は会社に変更された船舶に安全管理システムを適用するとき。
 - (5) 前**-2.(3)**に関する全ての船舶に変更された安全管理システムを適用するとき。

3.3.3 更新審査

更新審査は、適合認定書又は船舶安全管理認定書の有効期間満了日までに終了しなければならない。

3.3.4 中間審査

中間審査は、船舶に対して行い、初回審査又は更新審査後の2回目の審査基準日と3回目の審査基準日の間に終了しなければならない。

3.3.5 年次審査

年次審査は、会社に対して行ない、審査基準日の前後3箇月以内に終了しなければならない。

3.3.6 臨時審査*

本会は、定期的審査を受けるべき時期以外の時期に、次のいずれかに該当するとき、会社からの申込みにより臨時審査を行う。

- (1) **3.3.2-2.(2)**の場合に **2.3.3**の規定により発行された仮適合認定書を適合認定書に変更しようとするとき。
- (2) その他本会が必要と認めたとき。

3.4 審査の準備, その他

3.4.1 審査の準備, その他

- 1. 会社及び船舶の審査にあたっては、本会が通知する審査計画に基づく審査のために必要な、審査員が指示する安全管理システムに関するすべての文書、記録等を利用し得るようにしなければならない。
- 2. 会社は、会社又は船舶の審査を受けるとき、審査の事項について承知しており審査の実施を準備できる者を立会わせなければならない。
- 3. 本会は、審査に際して必要な準備がなされていないとき、必要な立会者がいないとき、又は安全を確保できないと審査員が判断するときは、審査を停止することがある。

4章 会社の審査

4.1 会社の初回審査

4.1.1 一般*

本会は、会社の初回審査では、4.1.2に定める提出文書を審査し、文書化された安全管理システムがISMコードに適合していることを確認する。(以下、「会社の文書審査」という。)会社の文書審査の後、当該会社の審査を行い安全管理システムが有効に実行されていることを確認する。(以下、「会社審査」という。)

4.1.2 提出文書*

- 1. 会社は、次の文書を本会に提出しなければならない。
 - (1) 安全管理マニュアル
 - (2) 審査を受ける船舶の種類
 - (3) 会社概要及び事業概要
- 2. 本会は、必要と認めた場合、前-1.により提出された文書以外に安全管理システムに関する参考資料を要求することがある。

4.1.3 文書審査*

- 1. 本会は、4.1.1でいう会社の文書審査を行う。
- 2. 本会は、会社の文書審査において安全管理マニュアルにISMコードに適合しない点が認められた場合、会社にその是正を要求する。
- 3. 本会は、会社の文書審査において、安全管理システムの規模、形態等の実情を把握し理解するため、また会社審査計画の立案のために会社審査に先立って会社の実情調査を行うことがある。

4.1.4 会社審査*

- 1. 本会は、会社審査では、会社に対し、安全管理マニュアルを参照して、安全管理システムの実施状況を審査する。
- 2. 本会は、会社審査の結果を文書で会社に通知する。会社が取るべき是正処置がある場合、その是正期限を併せて通知する。

4.1.5 不適合に対する処置*

会社は、会社審査において、ISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

4.2 仮適合認定書発行のための審査*

本会は、新しく確立された安全管理システムについて審査を行い、適当と認めた場合、仮適合認定書を発行する。

4.3 会社の定期的審査

4.3.1 会社の更新審査*

本会は、会社の更新審査では会社の安全管理システム全般を見直し、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.3.2 会社の年次審査*

本会は、会社に対して年次審査を行い、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.3.3 不適合に対する処置*

会社は、定期的審査においてISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

4.4 会社の臨時審査

4.4.1 一般*

本会は、**3.3.6**に規定する事項について臨時審査を行い、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

4.4.2 不適合に対する処置*

会社は、会社の臨時審査においてISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5章 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査

5.1.1 一般*

本会は、船舶の初回審査では、会社の適合認定書が有効かつ適切なものであることを確認した後、5.1.2 に定める提出文書を審査し、文書化された安全管理システムが ISM コードに適合していることを確認する。(以下、「船舶の文書審査」という。) 船舶の文書審査の後、当該船舶の審査を行い (以下、「船舶審査」という。), 安全管理システムが有効に実施されていることを確認する。

5.1.2 提出文書*

- 1. 会社は、次の文書を本会に提出しなければならない。
 - (1) 適合認定書又は仮適合認定書の写し
 - (2) 安全管理マニュアル
 - (3) 船舶審査を受ける船舶に関する主要目
- 2. 本会は、必要と認めた場合、前-1.により提出された文書以外に安全管理システムに関する参考資料を要求することがある。

5.1.3 文書審査*

- 1. 本会は、5.1.1 でいう船舶の文書審査を行う。
- 2. 本会は、船舶の文書審査において安全管理マニュアルが ISM コードに適合しない点を認めた場合、会社にその改訂を要求する。

5.1.4 船舶審査*

- 1. 本会は、船舶審査では、船舶に対し、安全管理マニュアルを参照して、安全管理システムの実施状況を審査する。
- 2. 本会は、船舶審査の結果を文書で会社に通知する。 船舶が取るべき是正処置がある場合、その是正期限を併せて通知する。

5.1.5 不適合に対する処置*

会社は、船舶審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5.2 仮船舶安全管理認定書発行のための審査*

本会は、新しく確立された安全管理システムについて審査を行い、適当と認めた場合、仮船舶安全管理認定書を発行する。

5.3 船舶の定期的審査

5.3.1 船舶の更新審査*

本会は、船舶の更新審査では船舶の安全管理システム全般を見直し、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.3.2 船舶の中間審査*

本会は、船舶に対して中間審査を行い、安全管理システムが ISM コードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.3.3 不適合に対する処置*

会社は、船舶の定期的審査において ISM コードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

5.4 船舶の臨時審査

5.4.1 一般*

本会は、3.3.6に規定する事項について臨時審査を行い、安全管理システムがISMコードに適合して有効に実施されていることを確認する。

5.4.2 不適合に対する処置*

会社は、船舶の臨時審査においてISMコードに対する不適合の是正を本会から求められた場合、すみやかに是正処置を講じ、その結果について再審査を受けなければならない。

6章 雑則

6.1 情報の提供

会社は、本会が ISM 登録の維持に関し必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

6.2 機密保持

本会は、本規則に基づいて行う安全管理システムの審査において知り得た情報を会社の許可なく第三者に提供しない。

6.3 不服の申立て

会社は、本規則に基づいて行った審査に関して不服があるときは、本会に対し、審査終了の日の翌日から 30 日以内に文書をもって審査のやり直しを要求することができる。

書式例 1



番号 第.....号
()

適合認定書

この認定書は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.1項の規定に基づき発行する。

会社の名称及び住所:

英文会社名称及び住所:

この認定書は、会社の安全管理システムが下記に掲げる船舶の種類について「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第4章4.1項「会社の初回審査」又は4.3.1項「会社の更新審査」の規定に基づく審査に合格し、認定を受けたことを証明する。

旅客船
高速旅客船
高速貨物船
バルクキャリア
タンカー
液体化学薬品ばら積船
液化ガスばら積船
海底資源掘削船
その他の貨物船

この適合認定書は、年次審査を条件として まで効力を有する。

この認定書発行の根拠となった審査の完了日:

..... において発行した。

発行の日

日本海事協会

.....

番号 第.....号

年次審査に係る裏書

会社の安全管理システムが、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第4章 4.3.2 項の規定に基づき行われる年次審査に合格したことを証明する。

第一回年次審査

場所:

日:

署名:
日本海事協会 審査員

第二回年次審査

場所:

日:

署名:
日本海事協会 審査員

第三回年次審査

場所:

日:

署名:
日本海事協会 審査員

第四回年次審査

場所:

日:

署名:
日本海事協会 審査員

書式例 2



番号 第.....号
(SMS)

仮適合認定書

この認定書は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.1項の規定に基づき発行する。

会社の名称及び住所:

英文会社名称及び住所:

この認定書は、会社の安全管理システムが下記に掲げる船舶の種類について「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第4章4.2項「仮適合認定書発行のための審査」の規定に基づく審査に合格し、認定を受けたことを証明する。

- 旅客船
- 高速旅客船
- 高速貨物船
- バルクキャリア
- タンカー
- 液体化学薬品ばら積船
- 液化ガスばら積船
- 海底資源掘削船
- その他の貨物船

この仮適合認定書は、.....まで効力を有する。

.....において発行した。

発行の日

日本海事協会

.....
審査員

書式例 3



番号 第 _____ 号

船舶安全管理認定書

この認定書は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.1項の規定に基づき発行する。

船名

Name of ship:

船舶番号又は信号符字:

船籍港:

船舶の種類:

総トン数:

IMO 番号:

会社の名称及び住所:

英文会社名称及び住所:

この認定書は、会社の適合認定書に掲げる船舶の種類につき適切であることを確認したのち、本船の安全管理システムが「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第5章5.1項「船舶の初回審査」又は5.3.1項「船舶の更新審査」の規定に基づく審査に合格し、認定を受けたことを証明する。

この船舶安全管理認定書は、
中間審査と適合認定書の有効性を条件として、 _____ まで効力を有する。

この認定書発行の根拠となった審査の完了日:

..... において発行した。

発行の日

日本海事協会

番号 第 _____ 号

中間審査に係る裏書

本船の安全管理システムが、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第5章5.3.2項の規定に基づき行われる中間審査に合格したことを証明する。

中間審査

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

更新審査が完了し、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-5項の規定を適用する場合における裏書

この船舶は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」の関係規定に適合している。よって、この認定書は第2章2.3.2-5項の規定に従って 年 月 日まで効力を有するものとする。

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

審査港に到着するまでの猶予期間について、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-4項の規定を適用する場合における認定書の有効期限を延長するための裏書き

この認定書は「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.2-4項の規定に従って、 年 月 日まで効力を有するものとする。

場 所 _____

日 _____

署名: _____

日本海事協会 審査員

書式例 4



番号 第.....号

仮船舶安全管理認定書

この認定書は、「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第2章2.3.1項の規定に基づき発行する。

船名
Name of ship:

船舶番号又は信号符号:

船籍港:

船舶の種類:

総トン数:

IMO 番号:

会社の名称及び住所:

英文会社名称及び住所:

この認定書は、会社の仮適合認定書又は適合認定書に掲げる船舶の種類につき適切であることを確認したのち、本船の安全管理システムが「国際航海に従事しない船舶又は総トン数500トン未満の船舶の安全管理システム規則」第5章5.2項「仮船舶安全管理認定書発行のための審査」の規定に基づく審査に合格し、認定を受けたことを証明する。

この仮船舶安全管理認定書は、.....まで効力を有する。

.....において発行した。

発行の日

日本海事協会

.....
審査員

目次

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則実施要領	2
1 章 総則.....	2
1.1 一般	2
2 章 安全管理システムの登録.....	3
2.1 安全管理システムの登録	3
2.3 認定書.....	3
2.5 ISM 登録の消除	4
3 章 安全管理システムの審査.....	5
3.1 審査の実施	5
3.3 審査の実施及び時期	5
4 章 会社の審査.....	6
4.1 会社の初回審査.....	6
4.2 仮適合認定書発行のための審査	6
4.3 会社の定期的審査	7
4.4 会社の臨時審査.....	7
5 章 船舶の審査.....	8
5.1 船舶の初回審査.....	8
5.2 仮船舶安全管理認定書発行のための審査	8
5.3 船舶の定期的審査	8
5.4 船舶の臨時審査.....	9

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の 安全管理システム規則実施要領

1 章 総則

1.1 一般

1.1.2 同等効力

規則 1.1.2 でいう「同等の効力があると認める場合」とは、安全管理システムが日本国政府により審査され、日本国政府の発行した規則に関連する認定書を有している場合をいう。

1.1.3 用語

-1. **規則 1.1.3(2)**で規定する「安全管理システム」とは、次の**(1)**から**(3)**によるものとする。

- (1) 安全管理システムには、船舶の運航、保守及び乗組員に係る管理が含まれていること。
- (2) 会社が、船舶の保守又は乗組員の管理に関する業務の一部を他者に委託又は下請けさせている場合、それらの委託又は下請業務は会社の安全管理システムの中に組み込まれていること。
- (3) 1つの船舶で、規則に従った適合認定書又は仮適合認定書を有する会社以外の者がその船舶の管理の一部又は全部を行うことがある場合、その船舶は ISM 登録の対象とはならない。

-2. 審査の終了日

- (1) **規則 3.2.1(1)**, **(4)**及び**(5)**の各審査の終了日とは、当該審査の最終日をいう。当該審査において不適合が認められた場合であっても、会社が定められた期間内に是正を行うと判断された場合、認定書の発行並びに裏書きは行われる。
- (2) **規則 3.2.1(2)**及び**(3)**でいう各審査にあつては、**規則 4.2** 及び **5.2** でいう審査において、本**要領 4.2** 及び **5.2** の規定に適合していることを確認した日をもって、終了日とする。

-3. ISM 登録日

ISM 登録日とは、**規則 3.2.1(1)**の初回審査の終了日をいう。ただし、**規則 3.3.2** にいう仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書の発行のための審査が行われる場合にあつては、当該審査の終了日をいう。

-4. 再審査（フォローアップ審査）

再審査とは、不適合の是正を検証するための審査であつて、初回審査、定期的審査又は臨時審査の一部である。再審査において是正処置の完了が検証された場合、初回審査、定期的審査又は臨時審査は完了したものとみなす。また再審査は会社の申込みにより行う。

2章 安全管理システムの登録

2.1 安全管理システムの登録

2.1.1 安全管理システムの登録

-1. ISM 登録される会社の安全管理システムに含まれる事務所が複数ある場合、それらのすべての事務所を安全管理システム登録原簿に記載する。

-2. 安全管理システム登録原簿（会社）には、次の事項を記載する。

- (1) ISM 会社登録番号
- (2) 会社及び事務所の名称及び住所
- (3) 管理船舶の種類
- (4) ISM 登録日

-3. 安全管理システム登録原簿（船舶）には、次の事項を記載する。

- (1) ISM 船舶登録番号
- (2) 船舶の名称及び種類
- (3) 船舶番号又は信号符字
- (4) 船籍港
- (5) 総トン数
- (6) ISM 登録日
- (7) 会社の名称及び住所
- (8) 国際海事機関船舶識別番号

2.3 認定書

2.3.1 認定書の発行

-1. 適合認定書には、次の事項を記載する。

- (1) 適合認定書番号
- (2) 会社の名称及び住所
- (3) 適合認定書の発行日及び発行地
- (4) 適合認定書の有効期限
- (5) 適合認定書の基となる審査が完了した日
- (6) 管理船舶の種類

-2. 船舶安全管理認定書には、次の事項を記載する。

- (1) 船舶安全管理認定書番号
- (2) 船舶の名称及び種類
- (3) 船舶番号又は信号符字
- (4) 船籍港
- (5) 総トン数
- (6) 会社の名称及び住所
- (7) 船舶安全管理認定書の有効期限
- (8) 船舶安全管理認定書の基となる審査が完了した日
- (9) 船舶安全管理認定書の発行日及び発行地
- (10) 国際海事機関船舶識別番号

2.3.3 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書

-1. 仮適合認定書及び仮船舶安全管理認定書の記載事項は、**2.3.1**に規定する認定書の記載要領に準ずる。

-2. 仮適合認定書又は仮船舶安全管理認定書の発行において、**規則 2.3.3-1.**にいう「適当と認めた場合」とは、**規則 4.2**又は**規則 5.2**の規定を満足した場合をいう。

2.5 ISM 登録の削除

ISM 登録を削除された会社及び船舶は、再登録を申し込むことができる。この時、再登録を受ける会社及び船舶の認定書の番号等は、ISM 登録が削除されたときのものを考慮して定める。

3章 安全管理システムの審査

3.1 審査の実施

3.1.1 審査の実施

審査の実施については、次による。

- (1) 審査の申込みは、安全管理システム審査申込書による。
- (2) 本会は、申込みを受けた初回審査、仮適合認定書発行のための審査若しくは仮船舶安全管理認定書発行のための審査、定期的審査又は臨時審査の実施日を決定し、会社に通知する。

3.3 審査の実施及び時期

3.3.6 臨時審査

規則 3.3.6(1)にいう船種の増加に係る仮適合認定書を適合認定書に切り替えるときの臨時審査では、**規則 4.1**にいう内容の審査を臨時審査として行う。この時、当該臨時審査の終了でもって管理船舶の種類を追加した適合認定書を発行する。ただし、当該適合認定書の有効期限は、既に所持していた適合認定書の有効期限と同一の期限とする。

4章 会社の審査

4.1 会社の初回審査

4.1.1 一般

安全管理システムが有効に実行されていることの確認とは次をいう。また、安全管理システムが有効に実行されていることの証しには、会社による内部監査を含むものとする。

- (1) 会社において、安全管理システムが3ヶ月以上運用されていること。
- (2) 会社が管理している船舶の各種類につき、少なくとも1隻について安全管理システムが3ヶ月以上運用されていること。

4.1.2 提出文書

-1. **規則 4.1.2-1.(3)**に規定する会社概要は、会社全体の組織の概要、事業所の所在地、従業員（陸員、海員）の人数等及び管理している船舶の種類、国籍、隻数等を説明するものをいう。また、事業概要は、管理する船舶の主要貨物、航路等を示すものであればよく、会社概要に含めてもよい。

-2. 安全管理システムに関する参考資料とは、管理している船舶の用船形態、雇用関係並びに管理契約の概要等の安全管理システムにおける会社と船舶及び乗組員との関係を示す説明資料をいう。

4.1.3 文書審査

-1. 本会は、安全管理マニュアルの審査の結果を安全管理マニュアル審査報告書により会社に通知する。

-2. 本会は、会社を訪問して実情調査を行う場合は、会社と日時及び調査項目について協議する。また、実情調査では、次の事項について調査又は打合せを行う。

- (1) 申込内容の確認
- (2) 安全管理マニュアルに記述された主要事項
- (3) 会社審査の日程及び審査計画

4.1.4 会社審査

-1. 本会は、会社審査の日程及び審査計画を、会社と協議のうえ、審査実施日の7日前までに審査計画書により会社に通知する。

-2. 会社審査は、安全管理マニュアルに記載された安全管理に係る組織のすべての部署において行なう。組織の中に同一の機能を有する部署が複数存在するときは、**表1**に従って審査を行う。

-3. 初回審査又は更新審査において審査が行われなかった部署は、次回更新審査までに一巡するように以降の年次審査の際に審査を行う。

-4. 審査員は審査終了時に、その結果を会社に報告する。

-5. 会社審査の結果は、審査終了後14日以内に審査報告書により会社に通知する。

表1 同一の機能を有する部署が複数存在するときの審査部署の数

同一機能の部署の数	審査対象となる部署の数
2～3	2
4～6	3
7以上	申込者との協議により決定

4.1.5 不適合に対する処置

会社は、完了した是正処置を本会の定める不適合記録書に記載し、再審査の申込みを添えて本会に提出すること。本会は、当該是正処置を確認し、その結果を不適合記録書に記載し、会社に通知する。是正処置の確認が文書審査だけでは不十分と判断される場合、再度審査を行なう。再審査における審査事項は、不適合の是正に係る範囲とする。是正完了日は、当該不適合の最初の勧告の日より3ヶ月を超えないこととする。

4.2 仮適合認定書発行のための審査

仮適合認定書の発行のための審査において、**規則 4.2** にいう「適当と認めた場合」とは、次の**(1)**及び**(2)**が確認された場合をいう。

- (1) 会社の安全管理マニュアルが ISM コードの要求事項を満足していることを**規則 4.1.3** に準じて確認する。
- (2) 会社が仮適合認定書の有効期限内に ISM コードの要件に適合した安全管理システムを実施する計画を有していること。

4.3 会社の定期的審査

4.3.1 会社の更新審査

- 1. 会社の更新審査では、原則として文書審査は行わない。
- 2. 会社の更新審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。
- 3. 会社審査の日程及び審査計画は、会社と協議のうえ、審査実施日の7日前までに審査計画書により会社に通知する。

4.3.2 会社の年次審査

-1. 会社の年次審査では、ISM 登録された船舶の各種類について、少なくとも1隻の船の証書及び船級証書等の有効性を確認する。

- 2. 会社の年次審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更並びに是正処置についても検証する。
- 3. 会社の年次審査を行った場合には適合認定書に裏書きを行う。

4.3.3 不適合に対する処置

会社の定期的審査において認められた不適合の取扱いは、**4.1.5** に準じて行う。

4.4 会社の臨時審査

4.4.1 一般

会社は、臨時審査の申込みにおいて、申込みの理由を申込書に記載する。

4.4.2 不適合に対する処置

会社の臨時審査において認められた不適合の取扱いは、**4.1.5** に準じて行う。

5章 船舶の審査

5.1 船舶の初回審査

5.1.1 一般

安全管理システムが有効に実施されていることの確認とは、船舶において安全管理システムが3ヶ月以上運用されていることをいう。また、安全管理システムが有効に実施されていることの証には、会社による内部監査を含むものとする。

5.1.2 提出文書

-1. 5.1.3により、文書審査が省略される船舶は、規則 5.1.2-1. (ただし、(1)を除く。) 及び-2.に規定する文書の提出を省略して差し支えない。

-2. 安全管理システムに関する参考資料とは、審査される船舶と関連する適合認定書を有する会社との安全管理システム上の連携を示す資料をいう。

5.1.3 文書審査

本会は、本会の発行する適合認定書を有する会社に管理されている船舶については、原則として文書審査を省略する。

5.1.4 船舶審査

-1. 船舶審査の場所及び日時は、会社と協議のうえ決定する。

-2. 船舶審査においては、会社が指名した立会者の立会いの下で審査を実施する。

-3. 審査員は審査終了時に、その結果を船長及び会社が指名した立会者に報告する。

5.1.5 不適合に対する処置

船舶の初回審査において認められた会社に係る不適合の取扱いは、4.1.5 に準じて行う。

5.2 仮船舶安全管理認定書発行のための審査

仮船舶安全管理認定書発行のための審査において、規則 5.2 にいう「相当と認めた場合」とは、次の(1)から(6)の全てが確認された場合をいう。

(1) 審査を受けようとする船舶に対する仮適合認定書又は適合認定書が有効であること。

(2) 審査を受けようとする船舶の安全管理マニュアルが適合認定書又は仮適合認定書発給の際に審査されていること。

(3) 船長及び職員が安全管理システムとその実施のために計画された手順に精通していること。

(4) 出港に先立ち、備え置かれるべき重要な指示文書が与えられていること。

(5) 審査を受けようとする船舶に対する会社の監査が3箇月以内に行われる計画があること。

(6) 安全管理システムに関連した情報が、船内の使用言語又は乗組員が理解できる言語で与えられていること。

5.3 船舶の定期的審査

5.3.1 船舶の更新審査

-1. 船舶の更新審査では、5.1.4 に準じる他、会社による内部監査の実施を確認する。

-2. 船舶の更新審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。

5.3.2 船舶の中間審査

-1. 船舶の中間審査では、5.1.4 に準じる他、会社による内部監査の実施を確認する。

-2. 船舶の中間審査では、前回の審査以降に行われた安全管理システムの変更及び是正処置についても検証する。

-3. 船舶の中間審査を行った場合には船舶安全管理認定書に裏書きを行う。

5.3.3 不適合に対する処置

船舶の定期的審査において認められた不適合の取扱いは、5.1.5 に準じて行う。

5.4 船舶の臨時審査

5.4.1 一般

会社は、臨時審査の申込みにおいて、申込みの理由を申込書に記載する。

5.4.2 不適合に対する処置

船舶の臨時審査において認められた不適合の取扱いは、[5.1.5](#) に準じて行う。